

## 4 制度・事業関連アンケート回答集

### 4.1 里山保全を目的とした制度・事業

里山保全を目的とした制度・事業に関する回答のリストを下表に、内容を次ページ以降にまとめて示す。

#### 里山保全を目的とした制度・事業一覧

種類・自治体名	制度・事業の名称	制定・実施年月	資料頁
地区指定			
37. 千葉市	里山の保全推進制度	平成13年12月	6
129. 高知市	里山保全事業	平成12年4月	7
市民活動への支援			
64. 秦野市	里山ふれあいの森づくり事業	平成11年8月	8
78. 浜松市	里山づくりパイロット事業	平成12年4月	9
公園・緑地整備			
84. 岡崎市	おかざき自然体験の森	平成14年3月	10
96. 堺市	(仮称)自然ふれあいの森整備事業	平成15年一部開園	11
119. 岡山市	操山自然とのふれあいの里づくり事業	平成11年開園	12

1.制度・事業の名称	<b>里山の保全推進制度</b>																								
2.目的	身近な自然環境である「里山」は、生活環境の保全、景観形成の役割に加えて地域住民や都市住民の参加による森林活動や交流の場として新たな役割を發揮する事への期待が急速に高まっており、「里山地区」を指定し、保全、整備を効果的に推進する																								
3.根拠となる条例等	里山地区の保全に関する要綱																								
4.制度の開始年月日	平成13年12月28日																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	①里山の公益的機能および景観が良好に維持され、および保存されていること ②木竹、施設等の所有権がその所在する土地所有者に帰属していること ③30,000㎡程度の区域であること ④市民に開放することについて、支障がないこと ⑤その他																								
6.実績	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>平成13年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>28,000㎡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年度	平成13年							面積	28,000㎡							箇所数	1						
年度	平成13年																								
面積	28,000㎡																								
箇所数	1																								
7.制度及び事業の内容	①保全管理の手間と費用負担の軽減 ②市民開放への謝礼金(10円/㎡・年)																								
1) 土地所有者への助成策																									
2) 規制内容など	市民に対する公開が原則																								
3) 施設整備の内容	保全施設(立ち入り防止表示ロープ) 利用施設(駐車場等)																								
8.市民活動の有無と内容	(仮称) 森林ボランティアの会が、間伐、下草刈り作業を実施中																								
9.制度の効果、メリット	①土地所有者は、管理の手間と費用の負担が軽減される ②近隣住民は、指定地の管理への要望を出しやすい ③一般住民は、貴重な樹林地に身近にふれあうことができる ④行政としては、土地の買い取りよりも経費をかけずに緑地保全ができる																								
10.制度に係る問題点	①市民活動団体(森林ボランティアの会)に対する指導に手間がかかる ②森林の保全作業活動が十分に行われているのか、不安である																								
11.その他	活動、運用に入ったばかりであり、十分な実績がないため、今後とも制度の充実に努める必要がある																								
備考	千葉市里山の保全に関する要綱、里山の保全推進事業について、「里山の保全推進」の実施および「いずみの森」のオープン式の開催について																								

1.制度・事業の名称	里山保全事業																								
2.目的	自然と調和したうるおいとやすらぎのあるバランスのとれたまちづくりを目指す																								
3.根拠となる条例等	里山保全条例																								
4.制度の開始年月日	平成12年4月1日																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	①防災機能を確保するため、②潤いとやすらぎのある都市環境を形成するため、③健全な生態系を保持するため、④人と自然の豊かなふれあいを保持するため、⑤歴史及び文化を伝承するため、これらに保全することが必要な里山を指定する																								
6.実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成12年</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>4.8 h a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成12年							面積	4.8 h a							箇所数	2						
年度	平成12年																								
面積	4.8 h a																								
箇所数	2																								
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	里山保全協定を締結した土地所有者に対して ①固定資産税相当額 ②10円/m <sup>2</sup> ※①+②で検討中																								
2) 規制内容など	開発等の行為を行う場合、届け出が必要																								
3) 施設整備の内容	「市民の里山」では、遊歩道等の整備を行うが、指定だけの段階では行わない。																								
8.市民活動の有無と内容	なし																								
9.制度の効果、メリット	①土地所有者は、管理費用の一部として助成金活用できる ②行政としては、土地を買い取るよりも経済的に緑地保全が図れる																								
10.制度に係る問題点	①市民活動が行えるようにするには、土地所有者の協力と、市民団体の育成が必要となる ②行為を禁止するものではないので、恒久的に緑地として確保できない																								
11.その他																									
備考	高知市里山保全条例																								

1.制度・事業の名称	里山ふれあいの森づくり事業						
2.目的	放置された里山の雑木林を主体に、地域住民の林業体験など自然を舞台としたふれあいの場として有効に利活用し、森林・林業に対する理解の高揚を図ることを目的とする						
3.根拠となる条例等	秦野市里山ふれあいの森づくり事業補助金交付要綱						
4.制度の開始年月日	平成11年8月12日						
5.指定の要件及び事業採択の要件	10名以上のグループ、1箇所当たり0.3ha以上						
6.実績	年度	平成13年	平成12年	平成11年			
	面積	9.0ha	6.4ha	2.8ha			
	箇所数	10団体	8団体	6団体			
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	無償使用のため、所有者への助成はない						
2) 規制内容など	グループ、所有者、市の3者で「里山ふれあいの森利用協定」を締結する協定の有効期間は5年						
3) 施設整備の内容							
8.市民活動の有無と内容	市民活動を支援するための補助制度であり、各グループは林地の状況や団体の方針に沿って里山林の保全管理を適時行っている						
9.制度の効果、メリット	グループが活動することにより、放置された里山林が再生し、多くの市民が参加することにより里山や森林の持つ様々な機能について啓発がなされる グループにとっても市の仲介によって活動地の確保ができるとともに、補助金によって様々な活動ができる						
10.制度に係る問題点	グループによって意識の差があり、啓発効果の少ないグループがある。また補助事業終了後に活動を継続するには資金力の問題がある 活動適地（傾斜のあまり強くない山林、道路付など）を見いだすことが容易ではない						
11.その他	活動団体に対し、補助金を交付している ①林内整理に要する経費、②啓発看板やパンフレット・教材作成に要する経費、③林業活動や自然体験等のふれあい活動に要する経費						
備考	秦野市里山ふれあいの森づくり事業補助金交付要綱						

1.制度・事業の名称	里山づくりパイロット事業																								
2.目的	本市の都市公園の一部において、市民ボランティアとともに里山づくりを行い、市民と市が里山の保全・活用方法を検討するとともに、ボランティアの組織化を図る																								
3.根拠となる条例等	なし																								
4.制度の開始年月日	平成12年4月																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	なし																								
6.実績	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> なし	年度								面積								箇所数							
年度																									
面積																									
箇所数																									
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	なし																								
2) 規制内容など	なし																								
3) 施設整備の内容	なし																								
8.市民活動の有無と内容	ボランティア団体を組織して、雑木林づくり、田んぼづくり、水辺の維持管理、観察会などを行っている																								
9.制度の効果、メリット	①きめ細やかな管理や生物多様性の確保が可能 ②一般住民が田んぼ、小川、雑木林など、身近に自然とふれあうことができる ③市の管理の手間と費用の負担が軽減する																								
10.制度に係る問題点	活動に必要な資機材を市で購入してボランティア団体に貸与しているが、その管理方法、補償問題等の整理 ボランティア団体の自立に向けての取り組み																								
11.その他	なし																								
備考	佐鳴湖里山楽校パンフレット																								

## 1.制度・事業の名称

## おかざき自然体験の森

## 2.目的

貴重な動植物の保護をはじめとする良好な自然環境を保全しつつ、その自然を有効活用した各種の体験を通じて、環境教育の推進を図ることを目的とする施設。  
環境と教育の拠点を目指し、市民主導による市民の森として保全に努める。

## 3.根拠となる条例等

岡崎市自然体験の森条例、同施行規則

## 4.制度の開始年月日

平成14年3月25日

## 5.指定の要件及び事業採択の要件

103.7haの市有地（一部未買収地が残存）で市が開設

## 6.実績

年度							
面積							
箇所数							

## 7.制度及び事業の内容

## 1) 土地所有者への助成策

## 2) 規制内容など

## 3) 施設整備の内容

- ①保全施設（落転防止柵）
- ②利用施設（広場、トイレ、管理棟等）

## 8.市民活動の有無と内容

今後、ワークショップ等により、市民の合意を得ながら活動する。  
施設を開設するにあたり、動植物等自然関連の先生方、地元各大学、野鳥の会、木工クラブ等、各種の団体に趣旨説明を行ったところ、皆喜んで参加、協力していただけることになっており、自主団体の設立に向けて始動し始めている。

## 9.制度の効果、メリット

- ①切迫する財政への費用負担が軽減される
- ②市民参加の促進による市民と行政のコミュニケーションが図られる
- ③市民の環境問題に対する意識の向上が図られる

## 10.制度に係る問題点

様々な市民の想いがある中で、組織の立ち上げをするにあたって、自然保全系と活用系の人で意見の対立が想定され、調整が難航するものと思われる

## 11.その他

内容：①良好な自然環境の保全とその有効活用を図る、②計画、つくり込み、管理、利用まで市民が主体となって行政との共働で行う施設とする、③自然とふれあい、体験する場を市民自らの手で作り上げ、これを活用した各種の自然体験を通じて、自然の素晴らしさに気づくことから始め、環境教育の拠点とすることを目指す。

## 備考

岡崎市自然体験の森条例、(仮称)岡崎自然体験の森一公開基本計画書概要一

1.制度・事業の名称	(仮称) 自然ふれあいの森整備事業																								
2.目的	多様な生き物が生息する空間の確保と自然観察などの環境学習などにより、自然に親しみ、学ぶ市民の活動拠点として整備を図る																								
3.根拠となる条例等	検討中																								
4.制度の開始年月日	平成15年一部開園予定																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	該当なし																								
6.実績	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年度								面積								箇所数							
年度																									
面積																									
箇所数																									
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策																									
2) 規制内容など	貴重種、稀少種が存在することから、立ち入り制限(エリア及び季節)の検討を行っているところである																								
3) 施設整備の内容	森の館、森の小屋、湿地、木道、自然観察路、駐車場(計画面積17.2ha)																								
8.市民活動の有無と内容	市民参画により、管理及び運営に関わってもらう方向で現在、(仮称)自然ふれあいの森管理運営準備委員会を設置し、検討中である																								
9.制度の効果、メリット	自然環境の保全につながるとともに、市民参画による里山の管理運営プログラムを展開することによる、新たな里山との関わりが構築できる																								
10.制度に係る問題点	行政と市民との役割分担の明確化と管理運営プログラムを展開するための、人材発掘及び育成の手法																								
11.その他	平成14年度施工し、一部開園しながらつくり続ける里山整備を行う。生き物の生息空間の確保をしつつ、自然に親しむ場を整備することから、一度につくらずに段階的な整備を行い、順応的な対応を行う。また、管理運営プログラムを組み立てるために、別途準備委員会を設置し、あわせて検討する。																								
備考	(仮称) 自然ふれあいの森概要																								

1.制度・事業の名称

操山自然とのふれあいの里づくり事業

2.目的

操山は古来から地域住民の生産活動の場として利用されてきた里山であり、生活の一部として暮らしの中で親しまれてきた。この貴重な自然空間をそのまま生かしてふれあいの場として再整備し、再び市民共通の里山として生き返らせる。「自然と共生するまちづくり」「新しい里山づくり」「里山文化の継承と先導」を基本コンセプトとして整備する

3.根拠となる条例等

4.制度の開始年月日

5.指定の要件及び  
事業採択の要件

6.実績

年度							
面積							
箇所数							

7.制度及び事業の内容

1) 土地所有者への  
助成策

2) 規制内容など

3) 施設整備の内容

①操山公園里山センター（ゲート拠点エリア）、②古寺の森ゾーン、③やすらぎの裏山ゾーン、④古墳の森ゾーン、⑤野鳥の森ゾーン、⑥湿地と林のゾーン、⑦詩の小径ゾーン

8.市民活動の  
有無と内容

市民ボランティアを登録しながら操山の自然を活用したイベントなどを開催し、市民の手による交流活動の場として運営している（里山センター）

9.制度の効果、  
メリット

10.制度に係る  
問題点

11.その他

備考



#### 4. 2 その他の制度・事業

里山保全だけを目的としているのではなく、緑地や樹林地全般、樹木等の保全について、各自治体からの回答のリストを下表に、内容を次ページ以降にまとめて示す。

##### その他の制度・事業一覧

種類・自治体名	制度・事業の名称	制定・実施年月	資料頁
地区指定			
21. ひたちなか市	地域性緑地保全計画	平成10年12月	15
29. 川口市	保全緑地指定制度	平成12年4月	16
30. 所沢市-1	市民の森設置制度	昭和57年3月	17
30. 所沢市-2	保護地区制度	昭和48年4月	18
34. 草加市	保存樹林	昭和62年4月	19
39. 船橋市	市民の森制度	平成2年4月	20
40. 松戸市	松戸市緑の条例に基づく特別保全樹林地地区及び保全樹林地地区指定事業	平成12年7月	21
43. 柏市	緑の保護地区指定制度	平成7年4月	22
49. 府中市-1	保存樹林制度	昭和48年4月	23
49. 府中市-2	民有樹林の保全制度（府中市仲よし広場制度）	平成13年10月改正	24
50. 調布市	保全地区の指定	昭和48年	25
51. 町田市	緑地保全の森	昭和58年12月	26
53. 日野市-2	日野市緑の保護育成に関する補助事業	平成元年7月	27
55. 横浜市-1	市民の森	昭和46年8月	28
55. 横浜市-2	ふれあいの樹林	昭和63年10月	29
55. 横浜市-3	緑地保存地区	昭和46年8月	30
60. 藤沢市-1	憩いの森設置事業	昭和61年7月	31
60. 藤沢市-2	保存樹林制度	昭和46年6月	32
65. 厚木市-1	緑を豊かにする事業（自然環境保護地区）	昭和56年9月	33

種類・自治体名	制度・事業の名称	制定・実施年月	資料頁
地区指定（続き）			
71. 金沢市-1	河岸段丘緑地保全地区の指定制度	—	34
98. 豊中市-1	豊中市樹木保護制度	昭和49年4月	35
113. 伊丹市	緑地保全地区助成金	昭和57年4月	36
128. 松山市	景観樹林保護地区の指定	昭和51年9月	37
136. 熊本市	緑地の保全および緑化の推進に関する条例（環境保護地区）	平成元年3月	38
137. 大分市	大分市緑の基本計画に基づく緑の保全事業	平成13年4月	39
信託制度			
53. 日野市-1	緑地信託制度	平成元年7月	40
市民活動への支援			
59. 鎌倉市	鎌倉市緑のレンジャー（シニア・ジュニア）	平成7年1月	41
71. 金沢市-2	斜面緑地適正管理助成事業（Ⅰ巨木適正管理費助成事業、Ⅱ保全活動費助成事業）	平成12年4月	42
公園・緑地整備			
65. 厚木市-2	宮の里緑地整備事業	平成11年6月	43
98. 豊中市-2	史跡大石塚・小石塚古墳環境整備事業	昭和61年8月	44
希少動植物保全			
98. 豊中市-3	豊中市ヒメボタル生息区域保全制度	—	45
緑化			
71. 金沢市-2	斜面緑地適正管理助成事業（Ⅰ巨木適正管理費助成事業、Ⅱ保全活動費助成事業）	平成12年4月	42
71. 金沢市-3	斜面緑地育成事業（Ⅰ高木緑化事業、Ⅱ駐車場路面緑化事業）	平成12年4月	46

1.制度・事業の名称	地域性緑地保全計画						
2.目的	近年、急速に進行する本市の緑の消失に歯止めをかけ、市域に残る緑を保全し時代へ引き継ぐため						
3.根拠となる条例等	都市計画法、都市緑地保全法、ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例						
4.制度の開始年月日	平成10年12月11日						
5.指定の要件及び事業採択の要件	都市計画法による保全・・・風致地区の指定 市条例による保全・・・緑の保存地区の指定、保存樹木・保存樹林の指定						
6.実績	年度	平成13年	平成12年	平成11年	合計		
	面積	57.8ha	46.9ha	42.2ha	146.9ha		
	箇所数	1	2	3	6		
	上記風致地区内の山林を緑の保存地区に指定しているのは、6箇所 88.7ha						
7.制度及び事業の内容	風致地区内の山林に対して、市条例に基づき緑の保存地区に指定の上、助成金を交付。 10円/㎡、限度額30,000円						
1) 土地所有者への助成策							
2) 規制内容など							
3) 施設整備の内容							
8.市民活動の有無と内容							
9.制度の効果、メリット							
10.制度に係る問題点							
11.その他							
備考	ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例、風致地区分布図						

1.制度・事業の名称

**保全緑地指定制度**

2.目的

良好な自然的環境を形成し、緑の保全のため必要と認める緑地は、所有者等の同意を得て保全緑地として指定をする

3.根拠となる条例等

川口市緑のまちづくり推進条例、川口市緑のまちづくり推進条例施行規則、川口市保全緑地等助成要綱

4.制度の開始年月日

平成12年4月1日

5.指定の要件及び事業採択の要件

- ①景観上優れていて、かつ、緑地の面積が概ね500㎡以上
- ②保全に関し、必要な事項を内容とする協定を締結する
- ③保全または活用のため特に必要があると認める時は、土地の買い取り、または借り上げることができる

6.実績

年度	平成13年					
面積	39,862㎡					
箇所数	10					

7.制度及び事業の内容

1) 土地所有者への助成策

奨励金の交付 地積に応じ、78円/㎡を乗じて得た額を交付

2) 規制内容など

- 市長と事前協議
- ①樹木を伐採しようとするとき
  - ②所有権を移転しようとするとき
  - ③土地の形質を変更しようとするとき

3) 施設整備の内容

8.市民活動の有無と内容

「ふるさとの森」等の公有地化部分を市民ボランティアグループにより、良好な樹林を維持するため作業活動をしている

9.制度の効果、メリット

- ①市内でも貴重な樹林を市民が身近にふれあうことができる
- ②緑地の確保として、土地の買い取り、借り上げが可能である

10.制度に係る問題点

樹林は所有者等の自主管理のため色々な所有者への負担が大きい

11.その他

市内でも残り少ない貴重な樹林を、法、条例等の制度を活用して、緑地の拡大を検討中である

備考

川口市緑のまちづくり推進条例、川口市緑のまちづくり推進条例施行規則、川口市保全緑地等助成要綱

1.制度・事業の名称	市民の森設置制度						
2.目的	緑地の保護および市民の良好な生活環境を確保する						
3.根拠となる条例等	所沢市市民の森設置要綱						
4.制度の開始年月日	昭和57年3月1日						
5.指定の要件及び事業採択の要件	①主として樹木によって形成される2ha以上の土地 ②面積に限らずその整備を市長が特に認めた区域 ③管理の方法を定め自治体が管理する ④契約期間を定める						
6.実績	年度	平成11年	平成4年	昭和60年	昭和59年		
	面積	13,431㎡	9,435㎡	11,924㎡	45,026㎡		
	箇所数	1	1	1	1		
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	税額や管理などを勘案して算定した奨励金を交付する						
2) 規制内容など	市民に開放する						
3) 施設整備の内容	①保全施設（立ち入り防止柵） ②利用施設（園路、ベンチ）						
8.市民活動の有無と内容	自治体から地元自治会等に清掃を委託している						
9.制度の効果、メリット	①土地所有者は管理の手間と費用負担が軽減し、税制も優遇されている ②近隣住民は、契約地の管理について要望を出しやすい ③一般住民は貴重な雑木林に身近にふれあうことができる						
10.制度に係る問題点	なし						
11.その他	なし						
備考	市民の森パンフレット						

1.制度・事業の名称	保護地区制度						
2.目的	緑地の保護を図り、市民の良好な生活環境を確保すること						
3.根拠となる条例等	所沢市緑化推進条例、所沢市緑化推進条例施行規則、所沢市緑化推進事業奨励金交付要綱						
4.制度の開始年月日	昭和48（1973）年4月1日						
5.指定の要件及び事業採択の要件	樹木が集団している土地の面積が300㎡以上。または神社、寺院の境内で良好な環境を保っている土地						
6.実績	年度	平成13年	平成12年	平成11年	平成10年	平成9年	平成8年
	面積	49.1ha	47.7ha	46.4ha	46.3ha	43.7ha	39.6ha
	箇所数	36	35	33	33	33	30
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	良好な樹林地の土地所有者と協議して、保護地区の指定をかけ、一定期間（3年以上）の樹林地の保全を行っている。そして年度末報奨金の支給を行っている。※報奨金の支給基準；市街化区域内（30円/㎡）、調整区域内（10円/㎡）、非課税の土地（5円/㎡）						
2) 規制内容など	樹木の伐採、所有権の移転、地形の変更に対する届け出が必要						
3) 施設整備の内容	なし						
8.市民活動の有無と内容	なし						
9.制度の効果、メリット	保護地区の指定を受けても特別な管理基準等がなく、指定以前の管理でよいため、地主には負担が少ない。一方、奨励金を支払っていることにより地主が安易に指定地の開発するのを抑制する機能を果たしている。また、開発するには届け出が必要であり、相続等が発生した場合の売買等の情報を早く得ることができる						
10.制度に係る問題点	保護地区に指定された樹林地の維持管理は地主の任意であり、市としての統一した管理を進められない						
11.その他	なし						
備考	所沢市緑化推進条例						

1.制度・事業の名称	保存樹林																								
2.目的	都市における緑の持つ価値を認識し、市民の健康で快適な生活環境を確保するため、緑化の推進及びみどりの保全を目的とする																								
3.根拠となる条例等	草加市みどりの条例、草加市みどりの条例施行規則																								
4.制度の開始年月日	昭和62年4月1日																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	500㎡以上の樹林地																								
6.実績	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>平成13年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>32,954㎡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>33</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年度	平成13年							面積	32,954㎡							箇所数	33						
年度	平成13年																								
面積	32,954㎡																								
箇所数	33																								
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	管理費の一部として補助金を交付																								
2) 規制内容など	樹木などの伐採は届け出が必要																								
3) 施設整備の内容	なし																								
8.市民活動の有無と内容	なし																								
9.制度の効果、メリット	樹林地の所有者の管理費用の軽減																								
10.制度に係る問題点	補助金の財源確保が難しい 相続等で樹林地が年々減少している																								
11.その他	なし																								
備考	草加市みどりの条例																								

1.制度・事業の名称	市民の森制度																								
2.目的	開発をまぬがれた都市に残された貴重な樹林を保全し、その緑を市民が享受できるよう、市が土地を借り上げ、市民に開放する																								
3.根拠となる条例等	なし																								
4.制度の開始年月日	平成2年4月1日																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	①面積が概ね5,000㎡以上の一団の樹林地 ②契約期間原則10年以上。契約中は公開が原則 ③間伐、保全及び利用施設整備を承諾すること																								
6.実績	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>平成13年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>10.9ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年度	平成13年							面積	10.9ha							箇所数	11						
年度	平成13年																								
面積	10.9ha																								
箇所数	11																								
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	有償賃貸借契約（一部無償）																								
2) 規制内容など	市民への開放が原則																								
3) 施設整備の内容	①保全施設（立ち入り防止柵） ②利用施設（広場、園路、ベンチ等）																								
8.市民活動の有無と内容	①自然を守り、ふれあうことを目的とした団体などが独自に活動しているケースもある（市としても活動を把握している） ②地元自治会が清掃を行っているケースもある																								
9.制度の効果、メリット	①土地所有者は、土地の維持管理をする必要はない ②協働の森づくりの機会につながりやすい ③一般市民は貴重な緑に身近にふれあうことができる ④行政としては土地を買い上げるよりも経費をかけずに緑地保全が図れる																								
10.制度に係る問題点	①保全の担保性が低い ②土地所有者は相続発生の際、相続税対策のため開発等の土地利用転換を図るケースが想定される ③上記①の際、行政で買い取りたいと思うが、財源がない																								
11.その他	本市の市民の森のほとんどは、市街地でありながら開発をまぬがれた都市に残された貴重な樹林地であり、アンケート協力で定義された農業に深く関わってきたものではない。しかしながら里山を想像させるような整備を目指している																								
備考	市民の森位置図、ふなばし公園マップ																								



1.制度・事業の名称	松戸市緑の条例に基づく特別保全樹林地区および保全樹林地区指定事業																								
2.目的	緑豊かな都市環境の形成を図り、もって健康で安全かつ快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする																								
3.根拠となる条例等	松戸市緑の条例																								
4.制度の開始年月日	平成12年7月1日																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	特別保全樹林地区：松戸市緑推進委員会の意見を聴いて、特別保全樹林地区の指定を促進すべき区域を定めた地区内の樹林地を対象とする、面積要件無し、指定期間10年 保全樹林地区：面積300㎡以上または樹林のある寺社などの境内とその周辺、指定期間3年																								
6.実績	<table border="1" data-bbox="432 775 1364 882"> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>特別保全樹林地区：平成14年2月、10箇所、26,013㎡ 保全樹林地区：平成14年2月、188箇所、619,803㎡</p>	年度								面積								箇所数							
年度																									
面積																									
箇所数																									
7.制度及び事業の内容	<p>1) 土地所有者への助成策 管理費の一部として助成金を交付 特別保全樹林地区 年間30円/㎡ 保全樹林地区 年間20円/㎡</p> <p>2) 規制内容など 行為の制限：土地の掘出の変更、目竹の伐採、工作物の新築をしようとするときは、市へ届け出をするとともに、特別保全樹林地区については、市と協議をしなければならない</p> <p>3) 施設整備の内容 土地所有者は、下草刈り、枝打ち、その他必要な措置を講じ、樹林地の保全に努めなければならない</p> <p>8.市民活動の有無と内容 森を育む会が貴重な樹林地を守る活動をしている 樹林の下草刈り、枝払い等による保全、観察会、炭焼き、竹細工など</p> <p>9.制度の効果、メリット ①土地所有は、管理に要する費用負担の軽減になる ②指定することにより、より長く緑地の保全が図られる ③近隣住民や市民に保全への意識の高揚を促すことができる</p>																								
10.制度に係る問題点	条例による指定のため、強制力が無く、くい止めることが難しい																								
11.その他	ここで回答したものは、市街地内、市街地の周辺部に関わらず、市内の樹林すべてを対象としている																								
備考	松戸市緑の条例、松戸市緑の条例施行規則																								

1.制度・事業の名称	<b>緑の保護地区指定制度</b>						
2.目的	良好な生活環境を備えた緑豊かなすみよい街づくりの推進を図り、健康で快適な市民生活の確保に寄与する						
3.根拠となる条例等	柏市緑を守り育てる条例、同施行規則、柏市緑を守り育てる条例に基づく保護地区等の補助に関する要綱						
4.制度の開始年月日	平成7年4月1日						
5.指定の要件及び事業採択の要件	700㎡以上の健全な樹林地						
6.実績	年度	平成12年					
	面積	99.4ha					
	箇所数	149					
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	年額 7円/㎡の補助 固定資産税、都市計画税の減免						
2) 規制内容など	所有者による適切な管理 伐採等の事前届け出						
3) 施設整備の内容	なし						
8.市民活動の有無と内容	なし						
9.制度の効果、メリット	土地所有者は管理費用として補助金が支給されるとともに、税制も優遇される 大きな経費をかけずに緑地保全ができる						
10.制度に係る問題点	維持管理が不適切な地区がある 相続等による解除の申し出に対し、保全のための担保措置がない 新たに指定すべき地区の減少						
11.その他	なし						
備考	柏市緑を守り育てる条例、同施行規則、柏市緑を守り育てる条例に基づく保護地区等の補助に関する要綱						

1.制度・事業の名称	保存樹林制度						
2.目的	みどりの保護及び育成を図り、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする						
3.根拠となる条例等	府中市自然環境の保全及び育成に関する条例、要綱、他						
4.制度の開始年月日	昭和48年4月1日						
5.指定の要件及び事業採択の要件	樹木の集団が330㎡以上あること 集団に属する樹林が健全で、かつ樹容が美観上特に優れていること						
6.実績	年度	平成13年					
	面積	4507.3㎡					
	箇所数	14					
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	指定した樹林の土地の固定資産税及び都市計画税の合計の75%に相当する額の奨励金を交付する 樹林の管理は所有者が行う						
2) 規制内容など	所有者は指定樹林の保護に努めなくてはならない						
3) 施設整備の内容	看板（標識）の設置						
8.市民活動の有無と内容	なし						
9.制度の効果、メリット	樹林の管理費用として十分ではないが補てんとして有効である 樹林内での事故に対応できる傷害保険に市が加入している						
10.制度に係る問題点	所有者の都合で指定の解除の申出があった場合、制度は消滅する						
11.その他	なし						
備考	なし						

1.制度・事業の名称	民有樹林の保全制度（府中市仲よし広場制度）					
2.目的	市民が緑とふれあい、遊び、憩う場を提供し、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする					
3.根拠となる条例等	府中市仲よし広場条例、同条例施行規則、他					
4.制度の開始年月日	平成13年10月1日改正					
5.指定の要件及び事業採択の要件	①5年以上継続して無償使用が可能であること ②土地の区域が明確で、面積が300㎡以上であること ③道路などに接している土地で、仲よし広場の利用管理のため出入りが容易にできること					
6.実績	年度	平成13年				
	面積	44,596㎡				
	箇所数	42				
7.制度及び事業の内容						
1) 土地所有者への助成策	①自治体による管理 ②固定資産税、都市計画税の免除					
2) 規制内容など	都市公園に準じた、行為の禁止及び制限					
3) 施設整備の内容	管理柵、水飲み、ベンチ、照明など					
8.市民活動の有無と内容	自治体による基本的な管理の他に、地元ボランティア団体による3回程度/月の清掃パトロールが行われている					
9.制度の効果、メリット	①土地所有者は管理の手間と経費が軽減し、税も免除される ②市民は貴重な緑にふれあえるとともに身近にオープンスペースを確保できる ③行政は土地を買収せずに緑地の保全が可能。地区指定のように買い取り請求は生じない					
10.制度に係る問題点	相続税により契約が解除された後は、緑地の保全の効力は消滅する					
11.その他	なし					
備考	なし					

1.制度・事業の名称	保全地区の指定						
2.目的	自然環境の保全、回復及び創出に関する施策の推進に努めることにより、人と他の生き物が共生する豊かな地域環境の形成に寄与することを目的とする						
3.根拠となる条例等	調布市自然環境の保全等に関する条例、同条例施行規則、調布市保全地区などの保全に関する補助金要綱						
4.制度の開始年月日	昭和48年						
5.指定の要件及び事業採択の要件	当該地区の面積が300㎡以上であり、市長が特に必要と認めるもの						
6.実績	年度	平成13年	平成12年	平成11年	平成10年	平成9年	
	面積	40,585㎡	41,515㎡	42,285㎡	43,268㎡	44,753㎡	
	箇所数	34	34	35	35	36	
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	<p>①当該地区に係る当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額の合計額に85/100を乗じて得た額（10円未満切り捨て）を当該年度の補助金とする</p> <p>②課税額が1㎡当たり40円以下の保全地区については、当該地区1㎡につき20円</p> <p>③樹木の剪定を行う際、3年に一度費用の1/2（限度額50万円）を補助</p>						
2) 規制内容など	<p>①植物を採取し、または損傷すること、②鳥獣魚介昆虫の類を捕獲し、または殺傷すること、③広告宣伝をすること、④立入禁止区域に立ち入ること、⑤指定した場所以外へ車両などを乗り入れ、または止めること、⑥物品販売業としての写真撮影その他営業行為をすること、⑦物件を損壊すること、⑧ゴミその他の汚物を捨てること、⑨前各項の他、管理に支障がある行為をすること</p>						
3) 施設整備の内容	<p>①標識の設置</p> <p>②良好、適正な自然環境の保持</p>						
8.市民活動の有無と内容	所有者による適正な管理義務						
9.制度の効果、メリット	<p>①土地所有者は、管理の費用の負担が軽減する</p> <p>②近隣住民は、指定地の管理への要望を出しやすい</p> <p>③一般住民は、貴重な樹林地や草地に身近で触れ合うことができる</p> <p>④行政としては土地を買い取るよりも経費をかけずに緑地保全ができる</p>						
10.制度に係る問題点	<p>①きめ細やかな管理や貴重な動植物の保全が必要</p> <p>②制度内容が伝わりにくいため、土地所有者からの申請という形での指定の拡大が進まない</p> <p>③相続が発生した際に、物納などにより所有者がまず手放す対象となる</p>						
11.その他	なし						
備考	調布市自然環境の保全などに関する条例、調布市自然環境の保全などに関する条例施行規則、調布市保全地区などの保全に関する補助金交付要綱						

## 1.制度・事業の名称

## 緑地保全の森

## 2.目的

市内の美しい緑地景観、歴史環境を保護する緑地及び貴重な動植物が育成する自然環境を保全し、市民の貴重な緑地環境を将来に引き継ぐことを目的としている

## 3.根拠となる条例等

町田市緑の育成と保全に関する条例、同施行規則、緑地保全の森設置要綱

## 4.制度の開始年月日

条例：昭和58年12月24日 施行規則；昭和61年3月10日 要綱；平成8年4月1日

## 5.指定の要件及び事業採択の要件

①市内にあること  
②1000㎡以上のまとまりのある緑地であること  
③前項の規定に関わらず、市長は、目的を達するために必要と認めるときは、市の行政界に接する他市町村の緑地についても緑地保全の森として設置できる

## 6.実績

年度	平成13年	平成10年	平成7年	平成5年	平成2年	昭和63年	昭和61年
面積	61,045㎡	29,539㎡	6,022㎡	24,442㎡	18,149㎡	24,812㎡	85,434㎡
箇所数	6	3	1	2	3	1	5

## 7.制度及び事業の内容

## 1) 土地所有者への助成策

①管理の手間と管理費用の負担軽減  
②固定資産税・都市計画税が非課税

## 2) 規制内容など

①土地の所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利設定を行う場合の事前協議  
②立木を伐採する場合の事前協議

## 3) 施設整備の内容

①一部緑地に保全施設（管理柵）  
②一部緑地に園路整備  
③一部緑地に管理棟設置

## 8.市民活動の有無と内容

市から管理委託を受け、市民団体が管理を行っている緑地6箇所（樹林地の下草刈り、観察会、特定動植物の保護等）  
※NPO団体

## 9.制度の効果、メリット

①土地所有者は、管理の手間と費用負担が軽減する  
②近隣住民は、樹木があることによる近隣所有者とのトラブルが解消する  
③市民は、身近に樹林地があることにより、気軽にふれあうことができる

## 10.制度に係る問題点

①買収、借地により指定を行っているが、借地中の土地の担保性の向上が財政事情により困難となりつつある  
②指定数の増加により行政としての対応が難しくなっている  
③市民団体による管理が少なくきめ細かな管理ができてない

## 11.その他

谷戸山（里山）管理のあり方、市民活動による管理レベル向上（谷戸山管理技術の継承）などを検討中  
※市の緑の基本計画に「谷戸山回廊の保全・再生」と表現している

## 備考

町田市緑の保全と育成に関する条例、町田市緑の保全と育成に関する条例施行規則、緑地保全の森設置要綱

1.制度・事業の名称	<b>日野市みどりの保護育成に関する補助事業</b>							
2.目的	緑地の保全等に必要な措置を講ずるとともに、市民の協力を得て地域的美観、風致を維持し、もって市民の健康で快適な日常生活の確保を図る							
3.根拠となる条例等	日野市緑化推進に関する条例第7条日野市みどりの保護育成に関する要綱、日野市みどりの保護育成に関する補助金交付要綱							
4.制度の開始年月日	昭和47年7月1日							
5.指定の要件及び事業採択の要件	①樹木（高さが15m以上で1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であるものに限る。ただし、市長が貴重植物と認める樹木についてはこの限りではない） ②樹木等の集団（その存する土地の面積が500㎡以上あるものに限る。ただし、市長が貴重植物と認める樹木等の集団についてはこの限りではない。） ③草花の群生地（市長が貴重植物と認めるものに限る）							
6.実績	年度	平成13年	平成12年	平成11年	平成10年	平成9年	平成8年	平成7年
	面積	649,314	653,673	653,673	653,890	653,009	648,135	657,941
	箇所数	84	85	85	86	85	85	88
	上記は樹林面積、箇所数							
7.制度及び事業の内容	維持管理に要する経費の一部を補助							
1) 土地所有者への助成策								
2) 規制内容など	登録したみどりが滅失または枯死したとき、伐採等に行しなければならないとき、所有者等が住所変更したとき、維持管理上、考慮すべき事態が予知されたときは速やかにその旨を市長に届け出る							
3) 施設整備の内容	標識の設置							
8.市民活動の有無と内容	なし							
9.制度の効果、メリット	①土地所有者は、管理費用の負担が軽減する ②管理経費の一分を助成することにより、緑地保全ができる							
10.制度に係る問題点	①届け出のみで解除が可能のため、緑地保全の担保性が低い ②助成が少額で管理費相当分にするためには、かなりの年月貯めなければ、管理費とならない							
11.その他	なし							
備考	日野市みどりの保護育成に関する要綱、日野市みどりの保護育成に関する補助金交付要綱							

1.制度・事業の名称	市民の森																								
2.目的	保存すべき緑地を市民の森として指定し、設置することにより、民有緑地の保存と市民の憩いの場を提供する																								
3.根拠となる条例等	緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月）、横浜市市民の森設置事業実施要綱（昭和46年8月）																								
4.制度の開始年月日	昭和46年8月																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	主として樹林で形成された概ね5ha以上の土地で、市民の憩いの場として使用するのに適していると認められる一定の区域（樹林と一体となった雑種地、原野、ため池なども指定できる場合がある）																								
6.実績	<table border="1" data-bbox="438 786 1362 891"> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>平成12年度 381.0ha</p>	年度								面積								箇所数							
年度																									
面積																									
箇所数																									
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①固定資産税、都市計画税の減免</li> <li>②土地所有者に不測の事態が生じた場合は必要に応じて市が買収</li> <li>③市から緑地育成奨励金（30円/m<sup>2</sup>）並びに継続一時金の交付</li> </ul>																								
2) 規制内容など	<ul style="list-style-type: none"> <li>①開発禁止区域（都市計画法施行令第31条・ただし書きに基づく開発行為に関する指導基準等）</li> <li>②所有権移転、権利設定をする場合は市長と協議が必要</li> </ul>																								
3) 施設整備の内容	市が散策路や休憩場所など簡単な整備をして市民に開放																								
8.市民活動の有無と内容	周辺住民など地域団体（市民の森愛護会）による管理も行われている																								
9.制度の効果、メリット	—																								
10.制度に係る問題点	—																								
11.その他	市民の森に指定されると、開園までに市が散策路や休憩場所などの自然の景観を壊さないように最小限度の整備を行う。開園後の通常の管理（散策路や広場の草刈り）については、地権者の方々や周辺住民など地域団体で結成された「市民の森愛護会」に市が管理を委託し、委託料を支払っている																								
備考	横浜市市民の森設置事業実施要綱、「市民の森の指定手続き」パンフレット、緑の環境をつくり育てる条例																								



1.制度・事業の名称	ふれあいの樹林																								
2.目的	保存すべき緑地をふれあいの樹林として指定し、設置することにより身近な緑地を保全し、市民にふれあいの場を提供する																								
3.根拠となる条例等	緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月）、ふれあいの樹林設置事業実施要綱（昭和63年10月）																								
4.制度の開始年月日	昭和63年10月																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	市街化区域内の主として樹林によって形成された、概ね1～2haの土地で、市民のふれあいの場として適していると認められる一定の区域																								
6.実績	<table border="1" data-bbox="420 770 1355 882"> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>平成12年度21.0ha</p>	年度								面積								箇所数							
年度																									
面積																									
箇所数																									
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	<p>①当該土地の当該年度の都市計画税、固定資産税相当額と契約年度の固定資産税課税標準額の1.3/100の合計額を賃借料として交付</p> <p>②土地所有者に不測の事態が生じた場合は必要に応じて市が買取</p>																								
2) 規制内容など	<p>①開発禁止区域（都市計画法施行令第31条・ただし書きに基づく開発行為に関する指導基準等）</p> <p>②所有権移転、権利設定をする場合は市長と協議が必要</p>																								
3) 施設整備の内容	散策路、広場など簡単な整備をして市民に開放																								
8.市民活動の有無と内容	周辺住民など地域団体に管理委託（ふれあい活動）する場合もある																								
9.制度の効果、メリット																									
10.制度に係る問題点																									
11.その他	ふれあいの樹林に指定されると、開園までに地域の方々と相談しながら市が散策路や広場など簡単な整備（1～2カ年で整備）を行い、市民に開放、ふれあいの樹林の通常の管理（散策路や広場の草刈り等）については、周辺住民の方々や地域団体などによる組織（愛護会）に市が委託料を支払う。																								
備考	ふれあいの樹林設置事業実施要綱、「ふれあいの樹林のご案内」パンフレット																								

1.制度・事業の名称	緑地保存地区																								
2.目的	保存すべき緑地を指定することにより民有地を保存し、もって良好な都市環境の形成及び健康で文化的な都市環境の確保を図る																								
3.根拠となる条例等	緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月）、緑地保存事業実施要綱（昭和46年8月）																								
4.制度の開始年月日																									
5.指定の要件及び事業採択の要件	市街化区域内の主に樹林によって形成されている、概ね0.1ha以上の一団の土地																								
6.実績	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>平成12年度180.4ha</p>	年度								面積								箇所数							
年度																									
面積																									
箇所数																									
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	①奨励金の交付（都市計画税・固定資産税相当額、5年契約はその半額） ②市民利用可能な場合は市により買収																								
2) 規制内容など	次の行為はできない ①建築物その他工作物の建造 ②宅地の造成、土地の開墾、土の採取、その他土地の形質変更 ③木竹の伐採、その他当該緑地の保全に影響を及ぼす行為																								
3) 施設整備の内容	現状で保全																								
8.市民活動の有無と内容	地権者による管理																								
9.制度の効果、メリット																									
10.制度に係る問題点																									
11.その他																									
備考	横浜市緑地保存事業実施要綱、「緑地保存地区のご案内」パンフレット																								

1.制度・事業の名称

憩いの森設置事業

2.目的

身近な自然に親しむ憩いの場として樹林地を市民に開放し、緑地の有効利用を図っていく。

3.根拠となる条例等

藤沢市憩いの森開設規程

4.制度の開始年月日

昭和61年7月11日

5.指定の要件及び事業採択の要件

樹木が生育している概ね3000㎡以上の一団の土地。開設期間は5年以上

6.実績

年度	平成13年					
面積	46,984㎡					
箇所数	7					

上記内訳：民有地 36,498㎡ 5箇所  
市有地 10,486㎡ 2箇所

7.制度及び事業の内容

1) 土地所有者への助成策

- ①管理の手間軽減
- ②賃料 土地面積1㎡につき48円を乗じた額  
土地に係る固定資産税額及び都市計画税額相当額

2) 規制内容など

市民への公開

3) 施設整備の内容

保全施設（立ち入り防止柵）  
利用施設（園路、ベンチ）

8.市民活動の有無と内容

なし

9.制度の効果、メリット

- ①土地所有者は管理の手間と費用が軽減できる
- ②一般住民は貴重な樹林地にふれあうことができる
- ③行政としては土地を買い取るよりも経費をかけずに緑地保全ができる
- ④緑地保全地区と異なり、買い取り請求が生じない

10.制度に係る問題点

賃貸借契約の土地であり、きめ細やかな管理がしにくい

11.その他

備考

藤沢市憩いの森開設規程

1.制度・事業の名称

保存樹林制度

2.目的

緑の保全を図り、良好な生活環境を確保及び美観風致を維持するため

3.根拠となる条例等

藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例

4.制度の開始年月日

昭和46年6月26日

5.指定の要件及び事業採択の要件

- ①面積が1団地300㎡以上であること
- ②樹齢が概ね10年以上で美観上優れていること
- ③10年以上の保存協定が締結できること

6.実績

年度	平成13年					
面積	142ha					
箇所数	489人					

7.制度及び事業の内容

1) 土地所有者への助成策

- 奨励金
- ①土地面積1㎡につき、8円を乗じた額
  - ②土地に係る固定資産税および都市計画税相当額

2) 規制内容など

標識を設置する  
枯損を防止し、良好な保全に努める

3) 施設整備の内容

なし

8.市民活動の有無と内容

なし

9.制度の効果、メリット

土地所有者は費用の負担が軽減できる  
行政としては、土地を買わず、また、管理もせず緑地保全ができ、買い取り請求が生じない

10.制度に係る問題点

土地所有者が良好な維持管理をしていない場合が見られる  
相続等の場合、税制の優遇措置がないため、解除になる場合が多い

11.その他

なし

備考

藤沢市環境基本条例、藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例、同施行規則、藤沢市緑の保全奨励金交付規則

1.制度・事業の名称	緑を豊かにする事業（自然環境保全地区）																								
2.目的	緑の保全及び緑化を図り、もって良好な市民生活を保持することを目的とする																								
3.根拠となる条例等	厚木市緑を豊かにする事業推進要綱																								
4.制度の開始年月日	昭和56年9月1日																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	自然環境が良好に保全されている森林、草原もしくは河川の区域またはこれらに類する自然環境の良好な区域で、土地の面積が500㎡以上の区域																								
6.実績	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>平成4年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>16,323㎡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年度	平成4年							面積	16,323㎡							箇所数	1						
年度	平成4年																								
面積	16,323㎡																								
箇所数	1																								
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	自然環境保護地区として地権者から申請をもらい、市が指定後、保護地区等指定協定を締結するとともに、1㎡当たり年額20円の奨励金を交付する																								
2) 規制内容など	①指定地の自然環境を良好に保全するための維持管理を地権者が行う ②樹木等の伐採または移植、建築物その他工作物の新築、改築または増築、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更、土石類の採取などの場合に市に届け出を行う																								
3) 施設整備の内容	①現状で保存 ②施設整備はなし																								
8.市民活動の有無と内容	なし																								
9.制度の効果、メリット	①行政としては、土地を買い取るよりも経費をかけずに緑地保全ができる。 ②緑地保全地区等と異なり、買い取り請求が生じない。																								
10.制度に係る問題点	①法規制でないため、税制の優遇措置がない ②緩やかな制度で、地権者の理解と協力によるため、相続等により、地区指定の解除が発生している																								
11.その他	なし																								
備考	なし																								

1.制度・事業の名称	河岸段丘緑地保全地区の指定制度						
2.目的	金沢市内を流れる犀川、浅野川の河岸段丘の緑は、金沢固有の景観であり、市街地の背景を彩る重要な保全すべき所である。ここを都市緑地保全法による緑地保全地区として指定することにより、緑の保全に努めるものである。						
3.根拠となる条例等	都市緑地保全法						
4.制度の開始年月日							
5.指定の要件及び事業採択の要件	地区指定をする際、緑の分布状況等から2つに分類する ①保全区域：良好な自然が残っており、これらの緑を守るために地区指定する区域に指定する ②育成区域：比較的良好な自然が存在しており、引き続きこの状態を維持するために地区指定する区域に位置づける ただし、保全、育成区域でも急傾斜地方階危険区域などの安全対策を施さなければならない。箇所は指定していない。						
6.実績	年度	平成13年	平成12年	平成11年	平成10年	平成9年	平成8年
	面積	—	1.4ha	1.2ha	2.1ha	1.3ha	0.7ha
	箇所数		1	1	1	1	1
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	①固定資産税課税対象の土地の評価の軽減 ②譲渡所得税の特別控除 2,000万円 ③特別土地保有税、地価税は非課税 ④相続税の延滞利子税の軽減 ⑤金沢市により、1㎡あたり年間30円の管理奨励金が支払われる						
2) 規制内容など	①建築物の新增築、土地の形質の変更、木竹の伐採など、緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をする場合には、市長の許可が必要 ②市長は、上記の行為が保全上支障があると認めるときは許可してはならない ③許可を受けることができないために損失を受けたものには、損失を補償し、土地の利用に著しい支障を来す場合には所有者の申し出にもとづき土地を買い入れる						
3) 施設整備の内容	特になし						
8.市民活動の有無と内容	特になし						
9.制度の効果、メリット	当該地域を保全地域に指定することにより、無秩序な開発を防ぎ、末永く良好な景観を守ることができる						
10.制度に係る問題点	現行制度に基づき指定してきているが、この制度について十分な理解がされているとは言えず、今後さらなるPRが必要。						
11.その他							
備考							

1.制度・事業の名称	豊中市樹木保護制度						
2.目的	「うるおいのある快適な都市づくり」の一環として、市内にある鎮守の森の所有者の協力を得ながら、地域の貴重な財産として保護樹木・保護樹林に指定し、保護する						
3.根拠となる条例等	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、豊中市環境保全条例、豊中市樹木保護要領						
4.制度の開始年月日	昭和49年4月1日						
5.指定の要件及び事業採択の要件	保護樹林 ①その集団に属する樹木が健全で、その樹容が美観上優れていること ②その樹木の集団する土地の面積が500㎡以上であること						
6.実績	年度	平成13年					
	面積	68,400㎡					
	箇所数	11					
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	保護樹林は、面積に応じて年間3～18万円の助成金を交付						
2) 規制内容など	市が保護樹等指定標識を設置する 所有者の変更等の届け出 管理上、強い剪定をしようとするときは、連絡が必要						
3) 施設整備の内容	なし						
8.市民活動の有無と内容	なし						
9.制度の効果、メリット	所有者の協力を得て、時代を経た樹木を次の世代に引き継げる						
10.制度に係る問題点	なし						
11.その他	なし						
備考	豊中市樹木保護制度のあらまし、豊中の公園緑地						

1.制度・事業の名称	緑地保全地区助成金						
2.目的	良好な自然環境の保全を図り、市民の健康でゆとりある生活の確保と個性ある都市美の創出のため指定された緑地保全地区の所有者に対し、その維持管理経費に当ててもらったための助成金を交付する						
3.根拠となる条例等	伊丹市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例、同施行規則、伊丹市緑地保全地区の助成に関する要綱						
4.制度の開始年月日	昭和57年4月1日						
5.指定の要件及び事業採択の要件	①条例により緑地保全地区に指定 ②指定地区の緑地保全に努めている ③現況が緑地（樹林、原野）である						
6.実績	年度	平成13年	平成10年	平成5年	平成4年		
	面積	88,137㎡	88,137㎡	88,270㎡	88,656㎡		
	箇所数	25	25	25	24		
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	固定資産税都市計画税相当額を助成						
2) 規制内容など	条例第8条に規定する行為について届け出を要する						
3) 施設整備の内容	①保全施設（防止策） ②標板、標柱						
8.市民活動の有無と内容	なし						
9.制度の効果、メリット	①土地所有者は、税相当額の助成金収入がある ②市街地において貴重な緑を保全できる						
10.制度に係る問題点	国都税を支払っている所有者には相当額を助成することにより維持管理費に充ててもらえることができるが、神社林等は自己資金による維持管理となるため、周辺住民に緑地保全の理解が得られない場合がある						
11.その他	なし						
備考	伊丹市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例						



## 1.制度・事業の名称

## 景観樹林保護地区の指定

## 2.目的

市街地、その周辺における景観樹林について、良好な自然環境の確保、美観風致の維持を図る

## 3.根拠となる条例等

松山市自然環境保全条例、同施行規則、(財)松山市緑化基金自然環境保護地区等保存奨励金交付要綱

## 4.制度の開始年月日

昭和51年9月25日

## 5.指定の要件及び事業採択の要件

特に明確な要件はない

## 6.実績

年度	平成4年	昭和56年	昭和53年	昭和53年	昭和52年		
面積	4.71ha	0.21ha	8.10ha	5.13ha	15.49ha		
箇所数	2	2	10	14	13		

## 7.制度及び事業の内容

## 1) 土地所有者への助成策

奨励金の支給

## 2) 規制内容など

建築物の新築、改築、増設、移転  
宅地の造成、開墾、採掘、土石の採取、埋め立て、干拓等

## 3) 施設整備の内容

標識の設置

## 8.市民活動の有無と内容

保護地区毎に「管理協力会」を組織し、通常の維持管理を行っている。

## 9.制度の効果、メリット

地域住民の景観維持、自然環境保全意識の向上

## 10.制度に係る問題点

大規模な維持管理行為(災害復旧等)への対応が不明確(市か地元か)  
行政側は特に予算措置をしていない

## 11.その他

現在、条例の見直しについて、環境部局と協議中

## 備考

自然環境保全例規集、松山市景観樹林保護地区・保存樹木ガイドマップ、(財)松山市緑化基金自然環境保護地区等保存奨励金交付要綱、景観樹林保護地区管理協力会奨励事業内訳表

1.制度・事業の名称	緑地の保全及び緑化の推進に関する条例																								
2.目的	この条例は、熊本市基本条例の趣旨に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項を定めることにより、良好な自然環境を形成し、もって市民の健康で文化的かつ快適な生活に寄与することを目的とする																								
3.根拠となる条例等	緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則																								
4.制度の開始年月日	平成元年3月28日																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	①野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他自然が残存するもの ②河川、湖沼、遊水池その他の水辺景観が優れている地域 ③美観風致が優れている緑地を形成している地域 ④その他自然環境を保護する必要がある地域																								
6.実績	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 775 551 804">年度</td> <td data-bbox="551 775 671 804">平成13年</td> <td data-bbox="671 775 791 804"></td> <td data-bbox="791 775 911 804"></td> <td data-bbox="911 775 1031 804"></td> <td data-bbox="1031 775 1151 804"></td> <td data-bbox="1151 775 1272 804"></td> <td data-bbox="1272 775 1375 804"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 815 551 844">面積</td> <td data-bbox="551 815 671 844">11.7ha</td> <td data-bbox="671 815 791 844"></td> <td data-bbox="791 815 911 844"></td> <td data-bbox="911 815 1031 844"></td> <td data-bbox="1031 815 1151 844"></td> <td data-bbox="1151 815 1272 844"></td> <td data-bbox="1272 815 1375 844"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 855 551 884">箇所数</td> <td data-bbox="551 855 671 884">10</td> <td data-bbox="671 855 791 884"></td> <td data-bbox="791 855 911 884"></td> <td data-bbox="911 855 1031 884"></td> <td data-bbox="1031 855 1151 884"></td> <td data-bbox="1151 855 1272 884"></td> <td data-bbox="1272 855 1375 884"></td> </tr> </table>	年度	平成13年							面積	11.7ha							箇所数	10						
年度	平成13年																								
面積	11.7ha																								
箇所数	10																								
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	環境保護地区協定者について、指定交付金は固定資産税、都市計画税、特別土地所有者税の相当額。協定協力金は25円/m <sup>2</sup> 。補助金は損害保険料の相当額																								
2) 規制内容など																									
3) 施設整備の内容	環境保護地区を指定したときは、当該土地に規制で定める標識を設置しなければならない																								
8.市民活動の有無と内容	なし																								
9.制度の効果、メリット	①一般住民は、貴重な樹林地や草地に身近にふれあうことができる ②行政としては土地を買い取るよりも経費をかけずに緑地保全ができる																								
10.制度に係る問題点	きめ細やかな管理や貴重な動植物の保護が必要																								
11.その他	なし																								
備考	熊本市のみどり																								

1.制度・事業の名称	大分市緑の基本計画に基づく緑の保全事業（仮称）					
2.目的	大分市緑の基本計画の方針に基づき、市内の緑の保全と創造を官民一体となつて行うことで緑豊かな都市環境を次の世代に引き継いでいくことを目的としている					
3.根拠となる条例等	大分市緑の保全及び創造に関する条例、大分市緑の基金条例等					
4.制度の開始年月日	平成13年4月1日施行					
5.指定の要件及び事業採択の要件	大分市緑の基本計画に基づく緑地保全ゾーンのうち、緑の重要道が高い順に指定予定。緑の持つ4つの役割（環境、防災、景観、レクリエーション）に応じて指定可能					
6.実績	年度	平成13年				
	面積	約22.1ha				
	箇所数	6				
7.制度及び事業の内容						
1) 土地所有者への助成策	郷土の緑保全地区内で、緑保全協定締結者に対して ①固定資産税、都市計画税相当額の助成 ②土地の維持管理費—1㎡あたり4円（年額） 保全地区内の土地で一定要件に該当すれば、土地の買い取りを申し出ることができる					
2) 規制内容など	①届け出が義務付けられる（条例で定める行為） ②行為の着手の制限がかかる（標準30日・最大60日） ③無届け、虚偽の届け出で行為着手の場合、5万円以下の過料 ④条例の施行規則の保全基準に適合しない場合、勧告、原状回復命令等、氏名等の公表					
3) 施設整備の内容	なし					
8.市民活動の有無と内容	形態が異なるため、今後、検討					
9.制度の効果、メリット	市民とともに緑を保全することができる					
10.制度に係る問題点	①保全地区指定時の土地所有者への周知（指定は同意が無くてもできる） ②開発の際の指導内容の基準化					
11.その他	なし					
備考	大分市緑の保全及び創造に関する条例、大分市緑の基本計画概要版パンフレット					

1.制度・事業の名称	緑地信託制度																								
2.目的	良好な都市環境の形成を図る一環として、市内の緑地を保全し、これによって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する																								
3.根拠となる条例等	日野市緑地信託等に関する条例、日野市緑地信託等に関する条例施行規則																								
4.制度の開始年月日	平成元年7月6日																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	①樹林地で良好な自然的環境を形成している土地 ②面積要件はない																								
6.実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成13年</th> <th>平成12年</th> <th>平成11年</th> <th>平成10年</th> <th>平成9年</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>55.184㎡</td> <td>55.921㎡</td> <td>55.615㎡</td> <td>55.464㎡</td> <td>55.464㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成13年	平成12年	平成11年	平成10年	平成9年			面積	55.184㎡	55.921㎡	55.615㎡	55.464㎡	55.464㎡			箇所数	18	18	17	17	17		
年度	平成13年	平成12年	平成11年	平成10年	平成9年																				
面積	55.184㎡	55.921㎡	55.615㎡	55.464㎡	55.464㎡																				
箇所数	18	18	17	17	17																				
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	①土地権の設定、②賃貸借 については時価相当額の地代を支払う ③使用貸借、④土地管理の委任 については、固定資産税などの減免 ※③・④で対応している																								
2) 規制内容など	所有者は、当該緑地を有償で譲り渡そうとする場合には、あらかじめ市長に対し、その予定対価の額、当該緑地を譲り渡そうとする相手方その他別に定める事項を書面で届け出なければならない																								
3) 施設整備の内容	①標識の設置、必要に応じて柵の設置 ②草刈りなどの維持管理																								
8.市民活動の有無と内容	なし																								
9.制度の効果、メリット	①土地所有者は、管理の手間と費用の負担が軽減し、税制も優遇される ②行政としては、土地を買い取るよりも経費をかけずに緑地保全ができ、また、緑地の先買い権があるので、将来的に緑地取得に対して一定の担保となる																								
10.制度に係る問題点	①買い取り請求が出たときに、即座に対応するのは、財政難のため、困難 ②買い取り義務までは設定していないので、確実に緑地を公有化できない ③維持管理経費がかさむ																								
11.その他	条例第5条に「緑地所有者が委託者となって別に市長が指定する公益法人を受託者とする信託法による緑地不動産信託契約を締結」とあるが、理念的なものとなっている																								
備考	日野市緑地信託等に関する条例、日野市緑地信託等に関する条例施行規則																								

1.制度・事業の名称	鎌倉市緑のレンジャー（シニア・ジュニア）																								
2.目的	市内の公園・緑地等の保全や管理活動、緑化の推進や啓発などの活動を行い、公園・緑地等の良好な環境づくりに資することを目的とする																								
3.根拠となる条例等	鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例、鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱																								
4.制度の開始年月日	平成7年1月																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	なし																								
6.実績	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>平成12年において、ジュニア・シニアを合わせて、指導員として25名、レンジャーが56名、シニア自主活動3グループ324名が参加している</p>	年度								面積								箇所数							
年度																									
面積																									
箇所数																									
7.制度及び事業の内容																									
1) 土地所有者への助成策	なし																								
2) 規制内容など	なし																								
3) 施設整備の内容	なし																								
8.市民活動の有無と内容	シニアレンジャー講座の修了者のうち、有志がボランティア活動として市内の公園内樹林地（主に源氏山公園）の管理作業をしている																								
9.制度の効果、メリット	市内の樹林地保全に対する市民参加の意識の向上に役立っている。修了者によるボランティアで公園内樹林地の一部が管理されるため、通常管理費の軽減につながっている																								
10.制度に係る問題点	活動を行う際の安全管理について																								
11.その他	鎌倉市の公式ホームページ上で、活動の一部を紹介している <a href="http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/m_index.htm">http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/m_index.htm</a>																								
備考	施行年度からの実績、平成12年度レンジャー活動プログラム、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例、鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱、かまくら緑のレンジャー通信																								

1.制度・事業の名称	斜面緑地育成事業																								
2.目的	斜面緑地保全区域内での緑を育成するため																								
3.根拠となる条例等	金沢市斜面緑地保全条例、金沢市斜面緑地保全条例に基づく補助金交付要綱																								
4.制度の開始年月日	2000（平成12）年4月1日																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	<p>I. 高木緑化事業                      ①斜面緑地保全区域内の建築物等敷地、②道路・公園等の公共空間から眺望できる植栽、                      ③2.5m以上の樹木の植栽（移植含む）                      II. 駐車場路面緑化事業                      ①斜面緑地保全区域内の建築物等敷地内における駐車場、②雨水浸透が斜面保持に悪影響を与えるところは対象としない</p>																								
6.実績	<table border="1" data-bbox="454 772 1378 884"> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>I. 高木 平成12年（3件・補助金額47万円）、平成13年（13件・補助金額140万円）                      II. 駐車場 平成12年（0件・補助金額 0万円）、平成13年（ 1件・補助金額 3万円）</p>	年度								面積								箇所数							
年度																									
面積																									
箇所数																									
7.制度及び事業の内容	緑化の推進																								
1) 土地所有者への助成策																									
2) 規制内容など	<p>行為の事前届出                      ①土地の区画形質の変更、②木竹の伐採、③建築物等の新築等、④土石の類の採取、⑤物件のたい積</p>																								
3) 施設整備の内容	建築物敷地内の樹木の植栽、駐車場の路面を緑化																								
8.市民活動の有無と内容	条例の中では、土地の所有者等は斜面緑地の保全のために協定を締結できることとなっているが、現在までに協定の締結はない																								
9.制度の効果、メリット	建築の届出にあたって、斜面緑地保全基準において定められている緑被率の確保を指導している。その際に、高木緑化事業による助成制度の活用していただいております、斜面緑地保全区域の緑化に効果が上がっている																								
10.制度に係る問題点	制度ができて2年経過し、徐々に利用者が増えてきているが、今後は制度のさらなるPRが必要																								
11.その他																									
備考	金沢市斜面緑地保全条例に基づく補助金交付要綱、金沢市緑地補全地区管理奨励金交付要綱、金沢市斜面緑地保全条例のあらまし、斜面緑地の保全に向けて（事業者向けパンフレット）、斜面緑地保全基準のあらまし																								

1.制度・事業の名称	宮の里緑地整備事業						
2.目的	美しい自然と調和した快適都市を目指し、緑豊かな美しい街の実現のため、市民の身近な樹林地を借り受け、整備し、市民に開放する						
3.根拠となる条例等	なし						
4.制度の開始年月日	平成11年6月1日						
5.指定の要件及び事業採択の要件	主として樹木によって形成され、一定以上の土地で、市民の憩いの場として適していると認められる一定の区域						
6.実績	年度	平成11年					
	面積	14,200㎡					
	箇所数	1					
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	土地所有者と賃貸借契約を締結した上で、市が緑地整備を行い、身近な樹林地として市民に開放する。 1㎡当たり年額33円の賃貸借料を交付						
2) 規制内容など	市民への公開が原則						
3) 施設整備の内容	樹木整備、散策路整備						
8.市民活動の有無と内容	なし						
9.制度の効果、メリット	①土地所有者は、管理の手間と費用の負担がない ②一般住民は、貴重な樹林地に身近にふれあうことができる ③行政は、土地を買い取るよりも経費をかけずに緑地を保全できる						
10.制度に係る問題点	①多額の事業投資をして整備をするが、長期的担保性がない ②明確な指定要件がない						
11.その他	なし						
備考	厚木市緑を豊かにする事業推進要綱						

1.制度・事業の名称	史跡大石塚・小石塚古墳環境整備事業																											
2.目的	岡町駅の西側すぐに立地し、周辺一帯に住宅や商店が建ち並ぶ中、奇跡的に破壊を逃れ、しかも比較的良好な状態を保っていた。そこで、昭和54年度～56年度にかけて環境整備を行った。現在も付近住民には憩いの場としての緑のオアシスであり、今後も保存と活用に努める必要がある																											
3.根拠となる条例等	豊中市文化財保護条例、豊中市文化財保護条例施行規則、豊中市文化財保存事業費補助金交付要綱																											
4.制度の開始年月日	条例：昭和61年8月1日																											
5.指定の要件及び事業採択の要件	古墳の復元とともに古墳周辺部の整備を行い、一般の利用に供する 造成は盛土が原則とする 現存樹林は極力保存する 墳墓のみの保存にとどまらず、周囲の環境を含む一体的保存に努める																											
6.実績	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年度									面積									箇所数								
年度																												
面積																												
箇所数																												
7.制度及び事業の内容																												
1) 土地所有者への助成策	公有地（市）、国指定であるため、過去に国、府からの補助金を使って環境整備などを行った																											
2) 規制内容など	市民の利用（見学）の機会が増えるよう、周知への一層の努力が必要																											
3) 施設整備の内容	保全施設（外周部の外柵、生垣状植栽、部分的盛土整地、排水施設など） 利用施設（四阿、くずかご、ベンチ、水飲み台、園路など）																											
8.市民活動の有無と内容	特段、市民活動はないが、古墳の維持管理については造園業者と年間契約を結び、清掃、除草、剪定伐採などを行っている																											
9.制度の効果、メリット	市民の立場になれば、環境整備がされている方が見学しやすい																											
10.制度に係る問題点	風致地区に指定されている関係もあり、維持管理には多くの予算が必要。住環境への影響が極力ないよう、配慮が必要																											
11.その他	豊中の古墳時代を語る数少ない重要な文化財であるため今後も保存に努め、社会科学主や歴史学習の場としてこれまで以上に活用されることを望む																											
備考																												



1.制度・事業の名称	豊中市ヒメボタル生息区域保全制度						
2.目的							
3.根拠となる条例等							
4.制度の開始年月日							
5.指定の要件及び事業採択の要件							
6.実績	年度						
	面積						
	箇所数						
7.制度及び事業の内容							
1) 土地所有者への助成策	豊中市ヒメボタル保全助成金交付要綱による、保全区域内の土地所有者に対する助成金						
2) 規制内容など	①土地の現況形態の変更 ②木竹の伐採 ③土地の権利の譲渡及び権利の設定 ④その他、周辺環境に影響を及ぼす区画形質の変更						
3) 施設整備の内容	現状は市所有地（豊中市土地開発公社）について毎年竹林内の倒竹の撤去、処分を行っているが、それ以外の民有地については、各々に委ねている 今後は、地元自治会、市民団体「とよなか市民環境会議」と協働して、保全活動の一貫として管理作業などを行う予定にしている						
8.市民活動の有無と内容	市民活動団体が、ヒメボタルの生態の研究、発光調査を数年にわたり継続中						
9.制度の効果、メリット	保全区域指定によって乱開発の波を一定防ぐことができている						
10.制度に係る問題点	土地の所有者にしよう制限が課せられ、わずかな助成金で担保にらられたも同然で、負担が大きくなっている						
11.その他	当課の制度は、ヒメボタルの生息環境を守るためであり、里山そのものの保全を目的としたものでない						
備考							

1.制度・事業の名称	斜面緑地育成事業（Ⅰ.高木緑化事業、Ⅱ.駐車場路面緑化事業）																								
2.目的	斜面緑地保全区域内での緑を育成するため																								
3.根拠となる条例等	金沢市斜面緑地保全条例、金沢市斜面緑地保全条例に基づく補助金交付要綱																								
4.制度の開始年月日	2000（平成12）年4月1日																								
5.指定の要件及び事業採択の要件	Ⅰ.高木緑化事業 ①斜面緑地保全区域内の建築等敷地、②道路・公園等の公共空間から眺望できる植栽、③2.5m以上の樹木の植栽（移植含む） Ⅱ.駐車場路面緑化事業 ①斜面緑地保全区域内の建築等敷地内における駐車場、②雨水浸透が斜面保持に悪影響を与えるところは対象としない																								
6.実績	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">年度</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>Ⅰ.高木緑化事業 平成13年度：13件1,400千円 平成12年度：3件470千円 Ⅱ.駐車場路面緑化事業 平成13年度：1件30千円 平成12年度：0件—</p>	年度								面積								箇所数							
年度																									
面積																									
箇所数																									
7.制度及び事業の内容	<p>1) 土地所有者への助成策 緑化の推進</p> <p>2) 規制内容など 行為の事前届出 ①土地の区画形質の変更、②木竹の伐採、③建築物等の新築等、④土石の類の採取、⑤物件のたい積</p> <p>3) 施設整備の内容 建築敷地内の樹木の植栽、駐車場の路面を緑化</p> <p>8.市民活動の有無と内容 条例の中では、土地の所有者等は斜面緑地の保全のために協定を締結できることとなっているが、現在までに協定の締結はない</p> <p>9.制度の効果、メリット 建築の届出にあたって、斜面緑地保全基準において定められている緑被率の確保を指導している。その際に、高木緑化事業による助成制度の活用していただき、斜面緑地保全区域の緑化に効果が上がっている</p>																								
10.制度に係る問題点	制度ができて2年が経過し、徐々に利用者が増えてきているが、今後は制度のさらなるPRが必要																								
11.その他																									
備考																									